

◆レストランサービス技能検定の受検資格

(1級の受検資格)

- 第1条 レストランサービス職種技能検定1級の学科試験の受検資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- ① 学校教育法による大学においてレストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し8年以上の実務の経験を有する者。
 - ② 学校教育法による短期大学又は専門学校においてレストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し9年以上の実務の経験を有する者。
 - ③ 学校教育法による高等学校においてレストラン等における料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し10年以上の実務の経験を有する者。
 - ④ レストラン等における料飲サービス業務に関し11年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑤ レストランサービス職種技能検定2級に合格した者で、その後当該サービス業務に関し、4年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑥ レストランサービス職種技能検定3級に合格した者で、その後当該サービス業務に関し、10年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑦ 料飲接客サービス技能審査（技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）第1条第1項の規定により認定された料飲接客サービス技能審査（以下「料飲接客サービス技能審査」という。）において2級の技能審査に合格した者で、その後4年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑧ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程又は専門課程の高度職業訓練（これらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し9年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑨ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練（総訓練時間が2,800時間以上の者に限りこれらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し9年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑩ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める短期課程の普通職業訓練（これらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、当該訓練を修了した後10年以上の実務の経験を有する者。
2. 1級の実技試験の受検資格を有する者は、1級の学科試験に合格した者とする。ただし、学科試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限るものとする。

(2級の受検資格)

- 第2条 レストランサービス職種技能検定2級の学科試験の受検資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- ① 学校教育法による大学においてレストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者。
 - ② 学校教育法による短期大学又は専門学校においてレストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し1年以上の実務の経験を有する者。
 - ③ 学校教育法による高等学校においてレストラン等における料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し2年以上の実務の経験を有する者。
 - ④ レストラン等における料飲サービス業務に関し3年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑤ レストランサービスに係る3級の技能検定に合格した者で、その後2年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑥ 料飲接客サービス技能審査において3級の技能審査に合格した者で、その後当該サービス業務に関し2年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑦ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程又は専門課程の高度職業訓練（これらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し1年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑧ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練（総訓練時間が2,800時間以上の者に限りこれらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し1年以上の実務の経験を有する者。
 - ⑨ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める短期課程の普通職業訓練（これらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し2年以上の実務の経験を有する者。
2. 2級の実技試験の受検資格を有する者は、1級又は2級の学科試験に合格した者とする。ただし、学科試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限るものとする。

(3級の受検資格)

- 第3条 レストランサービス職種技能検定3級の学科試験の受検資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- ① 学校教育法による大学においてレストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者。
 - ② 学校教育法による短期大学又は専門学校においてレストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者。
 - ③ 学校教育法による高等学校においてレストラン等における料飲サービスに関する学科を修めて卒業した者。
 - ④ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める応用課程又は専門課程の高度職業訓練（これらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者。
 - ⑤ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程及び短期課程の普通職業訓練（これらに相当する職業訓練を含む。）においてレストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者。
 - ⑥ 前各号に掲げる学科を修めて卒業する見込みのある者又は職業訓練を修了する見込みのある者で、一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会会長が認めた者。
 - ⑦ レストラン等における料飲サービス業務に関し1年以上の実務経験を有する者。
2. 3級の実技試験の受検資格を有する者は、1級、2級又は3級の学科試験に合格した者とする。ただし、学科試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限るものとする。

- ※学校教育法による大学、短期大学、専門学校の在學生（2年）や卒業生が学歴（料飲サービスに関する学科を履修）を基本にして、或いは学歴（料飲サービスに関する学科を履修）を基本に実務経験を加えて受検しようとする場合当該の在學校または卒業校は（一社）日本ホテル・レストランサービス技能協会（以下、「HRS」という。）が定めた受検校としての必要条件を満たしHRSがそれを承認した学校（受検承認校）であり、HRSに申請承認された学科を履修し修了した在學生で卒業見込の者、または卒業した者に限る。
- ※学校教育法による大学、短期大学又は専門学校の料飲サービスに関する学科を履修していない者は、ここに掲げた資格基準に該当しないので実務経験によること。
- ※レストランサービス技能検定試験に合格した者の、その後の実務経験年数は、料飲サービス士の合格発表日から計算すること。
- （例）平成23年12月21日実技試験に合格した2級レストランサービス技能士が、1級レストランサービス技能検定試験を受検する場合、受検資格が生じるのは、2級取得後満4年以上を経てからであり、平成27年12月21日以降となる。よって平成28年度より1級レストランサービス技能検定試験の受検資格が得られる。
- ※料飲サービス業務には、レストラン等の事務、受付、会計の業務は含まれない。

等級区分等 受検対象者 ^{※1}	学科試験の受検に必要な実務経験年数 ^{※3}					
	1級		2級		3級	※5
	2級 合格後 ※4	3級 合格後 ※4	3級 合格後 ※4			
応用課程・専門課程の高度職業訓練修了	9	4	—	1	—	0
普通課程の普通職業訓練修了 ^{※2}	9	4	—	1	—	0
短期課程の普通職業訓練修了	10	4	—	2	—	0
大学卒業	8	4	—	0	—	0
短期大学／専修学校／各種学校卒業	9	4	—	1	—	0
高等学校卒業	10	4	—	2	—	0
実務経験のみ	11	4	10	3	2	1

- ※1 検定職種に関する学科又は訓練科に関するものに限る。
- ※2 総訓練時間が2,800時間以上のものに限る。
- ※3 同級又は上位級の学科試験の合格者が当該級の実技試験を受検することができる（学科試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限る）。
- ※4 技能審査認定規定（昭和48年労働省告示第54号）第1条第1項の規定により認定された料飲接客サービス技能検定の合格者を含む。
- ※5 3級学科試験においては、検定職種に関する学科及び訓練科を卒業見込み又は終了見込みであるもので、一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会会長が別に定めるものは受検することができる。